

議案第53号関連資料

新型コロナウイルス感染症対策のための  
令和2年度4月補正予算(案)の概要について

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策のため、個人商店や生活困窮者、ひとり親世帯等への緊急支援をはじめ、高齢者・障害者・こども等の相談見守り、市立小中学校の休校期間中におけるインターネットを通じた学習支援システムの導入のほか、感染拡大防止に係る対策の追加を行おうとするものです。

1 一般会計

(1) 補正額 609,000千円 (補正後 114,391,831千円)

(2) 補正内容 ※補正額の単位は千円。財源は全て財政基金を活用。

項 目	補正額	所管課
① 個人商店等緊急支援金事業費 ・休業等に伴い事業の継続が困難になる個人商店等に対し家賃の融資を緊急に行う。 ・事業を実施する産業振興財団に補助する。 ・内容/家賃2ヶ月分の緊急支援金(無利子・無担保。据置1年・返済期間3年) ・上限額/1事業者につき、対象店舗を複数有する事業者は100万円、1店舗のみの事業者は50万円(1店舗につき店舗それぞれごとに上限50万円) ・対象店舗/家賃の月額が50万円以下の小規模店舗	203,000	産業政策課
② 緊急生活支援金事業費 ・社会福祉協議会への補助により、収入が減少した世帯の生計維持、再建の支援のための生活費の支援を行う。 ・社会福祉協議会が実施している生活福祉資金(新型コロナウイルス特例)の貸付を受けた人で、同貸付金交付日から1ヶ月以上経過した後も生活資金が不足する人に、1世帯あたり10万円を貸し付ける(無利子、保証人不要)。	60,000	生活福祉課
③ 児童扶養手当受給者に対する緊急支援給付金事業費 ・ひとり親世帯への支援の充実を図るため、緊急支援給付金を支給する。 ・5月支給の児童扶養手当に併せて支給 1世帯あたり5万円×2,200世帯	110,000	児童福祉課
④ 高齢者等生活支援事業費 ・地域総合支援センターへの委託により、生活上の不便や不安を抱える高齢者・障害者等配慮が必要な市民の相談に応じるとともに、自宅訪問等を実施する。	13,000	地域共生社会室
⑤ こども総合支援事業費 ・ショートステイ事業等における感染予防策の充実を図るとともに、こどもの事情に配慮した食への支援や相談見守り体制の充実を図る。	20,000	子育て支援課・明石こどもセンター
⑥ 家庭学習システム支援事業費 ・休校中の児童・生徒の学習支援のため家庭学習支援システムを導入する。 ・インターネット配信型教材使用料 41校(小学校28校・中学校13校)	8,200	教育研修センター
⑦ 新型コロナウイルス感染症対策事業費 I 相談体制の充実 25,800千円 ・帰国者・接触者相談センター体制充実経費 19,800千円 看護師委託 @10千円×6人/日×30日×11月 ・組織変更に伴う保健所改修等経費 5,000千円 ・携帯電話使用料 1,000千円 II 外来診療体制の充実 76,800千円 ・帰国者・接触者外来の増設に係る経費 6,400千円/月×12月 III 検査体制の充実等 92,200千円 ・医薬材料購入費 患者移送保健師等感染予防用消耗品費 27,000千円 PCR検査試薬等消耗品費 28,000千円 ・PCR検査機器購入費 2台(周辺機器含む) 10,000千円 ・県立健康科学研究所依頼分検体検査手数料 3,200千円 @32千円×100検体 ・配布用マスク製造・購入費 24,000千円 布マスク製造委託料(小中幼 児童・職員等配布用 33,000枚) 布マスク購入費(医療機関以外への配布用 30,000枚) サージカルマスク購入費(帰国者・接触者外来配布用 100,000枚)	194,800	あかし保健所